

## 主 文

原略式命令を破棄する。

本件公訴を棄却する。

## 理 由

室蘭簡易裁判所は、平成16年11月30日、「被告人は、平成16年10月28日午後0時51分ころ、北海道室蘭市仲町12番地付近道路において、法定の最高速度（60km毎時）を37km毎時超える97km毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行したものである。」との事実を認定した上、道路交通法22条1項、118条1項1号、同法施行令11条、刑法18条、刑訴法348条を適用して、被告人を罰金6万円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、同年12月15日確定した。

しかしながら、一件記録によると、本件違反場所は、自動車専用道路の指定を受けていた区間内にあるから、被告人の速度超過は、道路交通法125条1項（平成16年法律第90号による改正前のもの）により反則行為となると認められる。したがって、被告人に対しては、同法130条により、同法127条の通告をし、同法128条の納付期間が経過した後でなければ公訴を提起することができない。しかるに、室蘭区検察庁検察官事務取扱検察事務官が上記の反則行為に関する処理手続を経由しないまま公訴を提起したのであるから、室蘭簡易裁判所としては、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったにもかかわらず、公訴事実どおり前記事実につき有罪を認定して略式命令を発付したものであって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかである。

よって、本件非常上告は理由があるから、刑訴法458条1号により原略式命令を破棄し、同法338条4号により本件公訴を棄却することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志 裁判官 横田尤孝 裁判官 白木 勇)